技術名称：高靭性ウレタン塗膜防水材を使用した　補強布不要型 施工時環境配慮型ウレタン塗膜防水工法 「ＧＯ－ＪＩＮ工法」

１．審査証明対象技術

1.1 審査証明依頼者

田島ルーフィング株式会社
代表取締役社長　松原　幸雄
東京都千代田区岩本町 3-11-13

1.2 技術の名称

高靭性ウレタン塗膜防水材を使用した　補強布不要型
施工時環境配慮型ウレタン塗膜防水工法
「ＧＯ－ＪＩＮ工法」

1.3 技術の概要

本工法は、国土交通省公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和 4 年版（以下「公共建築工事標準仕様書」という。）ウレタンゴム系塗膜防水　X-2（密着工法）及び日本建築学会「建築工事標準仕様書・同解説」(JASS8　防水工事 2022)（以下「JASS8」という。）ウレタンゴム系高伸長形塗膜防水工法・密着仕様（L-UFS)」に規定する平場（以下「在来平場工法」という。)、公共建築工事標準仕様書 ウレタンゴム系塗膜防水　X-2（密着工法）及び JASS8　ウレタンゴム系高伸長形塗膜防水工法・密着仕様（L-UFS）に規定する立上り部（以下「在来立上り部工法」という。）の性能を有した工法である。

1.4 適用範囲等

本工法は、主に建築物の屋根及び庇等の防水層形成に適用され、RC、PC 等のコンクリート系下地、及び改修時における既存塗膜防水層を主な対象としている。

２．開発の趣旨

ウレタンゴム系塗膜防水密着仕様において、十分な伸び性能と適度な強度（破断抵抗性）を有する、施工時環境配慮型高靭性ウレタン塗膜防水材であるＧＯ－ＪＩＮを開発し、補強布を必要としない密着仕様を開発した。

本工法における「環境配慮型」とは、特定化学物質障害予防規則および有機溶剤中毒予防規則の規制を受けない材料を示す。

３．開発の目標

(1) ＧＯ－ＪＩＮ工法は、施工時環境配慮型高靭性ウレタン塗膜防水材を用いることで在来工法のウレタンゴム系高伸長形塗膜防水工法・密着仕様（補強布あり）と同等の性能を有すること。

(2) ＧＯ－ＪＩＮ工法は、施工時環境配慮型高靭性ウレタン塗膜防水材を用いることで在来工法のウレタンゴム系高伸長形塗膜防水工法・密着仕様（補強布あり）の補強布の工程を省略し、施工の省力化が図れること。

４．審査証明の方法

依頼者より提出された審査証明資料により、審査を行った。

(1) ＧＯ－ＪＩＮ工法は、施工時環境配慮型高靭性ウレタン塗膜防水材を用いることで在来工法のウレタンゴム系高伸長形塗膜防水工法・密着仕様（補強布あり）と同等の性能を有することの確認

①塗膜物性の性能確認試験

②本工法と在来工法の性能評価

JASS8 付 5.「JASS 8 T-501-2014 メンブレン防水層の性能評価試験方法」に基づく試験

・へこみ試験

・耐衝撃試験

・耐風試験

・ふくれ試験

・コーナー部安定性試験

・疲労試験

③ＧＯ－ＪＩＮ工法と在来平場部工法の低速ゼロスパン下地亀裂追従性試験

(2) ＧＯ－ＪＩＮ工法は、施工時環境配慮型高靭性ウレタン塗膜防水材を用いることで在来工法のウレタンゴム系高伸長形塗膜防水工法・密着仕様（補強布あり）の補強布の工程を省略し、施工の省力化が図れることの確認

・作業工程数の比較

５．審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

６．審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

７．審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨及び開発の目標に照らして審査された結果は、以下のとおりである。

(1) ＧＯ－ＪＩＮ工法は、施工時環境配慮型高靭性ウレタン塗膜防水材を用いることで在来工法のウレタンゴム系高伸長形塗膜防水工法・密着仕様（補強布あり）と同等の性能を有するものと判断される。

(2) ＧＯ－ＪＩＮ工法は、施工時環境配慮型高靭性ウレタン塗膜防水材を用いることで在来工法のウレタンゴム系高伸長形塗膜防水工法・密着仕様（補強布あり）の補強布の工程を省略し、施工の省力化が図れるものと判断される。

８．留意事項及び付言

(1) 施工にあたっては、依頼者が作成した施工マニュアルに基づき、所定の膜厚を確保することが必要である。

(2) 管理者、作業者が本技術の施工マニュアル等について事前に十分に理解するように配慮すること。

９．審査証明経緯

(1) 2018 年 3 月 15 日付けで依頼された本技術について、技術審査を行い、2018 年 7 月 17 日付けで技術審査を完了した。なお、審査証明の有効期限は、5 年間（2023 年 7 月 16 日

まで）とする。

(2) 2023 年 7 月 25 日付けで依頼された本技術に関する更新について技術審査を行い、2023 年 10 月 4 日付けで技術審査を完了した。なお、更新日は 2023 年 7 月 17 日とし、審査証明の有効期限は、更新前の有効期限から起算して 5 年間（2028 年 7 月 16 日まで）とする。